



志摩市選挙管理委員会告示第44号

令和8年10月4日執行の志摩市南張財産区議会議員選挙における選挙運動のために使用する事務員及び専ら公職選挙法（昭和25年法律第100号）第268条により適用する同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 9 日

志摩市選挙管理委員会委員長 谷 崎 充



1. 選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の最高額

1日につき 15,000円

2. 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の最高額

1日につき 20,000円